

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月20日

京都市長 門川 大作

京都市規則第159号

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則

京都市生活環境美化センター規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「京都市南区西九条森本町37番地」を「京都市南区西九条森本町62番地の1」に改める。

附 則

この規則は、平成26年3月24日から施行する。

(行財政局人事部人事課)